

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者（保険の補償を受けられる方、具体的には保有者※または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。（人身事故に限ります。）

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4000万円 随時介護のとき：最高3000万円 後遺障害の程度により 第1級：最高3000万円～ 第14級：最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要（保険金等を請求された時点）
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由（保険金等をお支払いした時点）
- ・お支払いできなかった場合、その理由（お支払いできないことが確定した時点）

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

■保険金等のお支払いに関する紛争処理制度

自賠責保険の保険金等について、万々にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の指定を受ける「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責保険の保険金等のお支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

電話番号（フリーダイヤル）	0120-159-700
---------------	--------------

詳しくは、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構ホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）をご覧ください。

この機関のほかにも交通事故に関する相談を受け付けている機関があります。詳しくは引受保険会社までお気軽にご相談ください。

■そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）（損害保険全般）

一般社団法人日本損害保険協会が設置しており、自賠責保険を含む損害保険に関する一般的なご相談を受け付けています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付等を行っています。

電話番号（ナビダイヤル・有料）	0570-022808
-----------------	-------------

IP電話からお電話の場合やそんぽADRセンターについての詳しい内容は、一般社団法人日本損害保険協会ホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/>）をご覧ください。

■個人情報の取扱いについて

引受保険会社等※は、本契約に関する個人情報を契約の履行および管理のために利用する他、自賠責保険以外の商品・サービスの案内または提供のために利用することがあります。また、引受保険会社等の中でその取り扱う商品・サービスの案内または提供のために共同で利用することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや引受保険会社のグループ会社の名称等については、一般社団法人日本損害保険協会ホームページ（アドレスは下記参照）にて各引受保険会社のホームページをご案内しておりますので、ご確認のうえ各引受保険会社ホームページをご覧ください。

※ 引受保険会社等とは、引受保険会社および引受保険会社の国内外のグループ企業や道路運送車両法や自動車損害賠償保障法で定められている登録情報処理機関などの国内外の提携先・委託先企業をいいます。

■「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

自賠責保険契約は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社の経営が破綻した場合であっても、保険金、返れい金等は全額補償されます。

■ご契約締結後、ご注意いただきたいこと

自動車が譲渡されたときや、ご契約者の住所、ナンバー・プレートがかわったときなど、自賠責保険証明書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく引受保険会社へ通知していただき、必要書類の提出をお願いいたします。

また、自賠責保険は他の保険と異なり、任意に解約することは法律で制限されていますが、自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等には、引受保険会社へ申し出いただくことにより自賠責保険を解約することができます。

（注）手続きにあたっての必要書類等の詳細については、引受保険会社の窓口までお問い合わせください。なお、解約日は引受保険会社の窓口に必要な書類を提出し、解約の申し出を行った日となります。また、始期前に解約された場合であっても、保険料の全額をお返しすることはできません。詳しくは引受保険会社までお問い合わせください。

自賠責保険についての詳しい内容は、一般社団法人日本損害保険協会ホームページ（ https://www.sonpo.or.jp/ ）または引受保険会社ホームページをご覧ください。

以下の約款は令和3年4月1日以降に適用されます。

自動車損害賠償責任保険普通保険約款

<p>(責任の範囲)</p> <p>第1条 当会社は、自動車損害賠償責任保険証明書(以下「証明書」といいます。)に記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)の日本国内(日本国外における日本船舶内を含みます。)における運行によって他人の生命または身体を害すること(以下「事故」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、保険金を支払います。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法(以下「法」といいます。)第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。</p> <p>2 この約款において「被保険者」とは、被保険自動車の保有者およびその運転者をいいます。</p> <p>(損害の範囲および責任の限度)</p> <p>第3条 第1条(責任の範囲)の損害は、被保険者が被害者に支払った損害賠償金および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。</p> <p>2 当会社が支払うべき保険金(第1条の規定による保険金をいいます。以下同様とします。)の額は、自動車損害賠償保障法施行令第2条に定める保険金額(以下「保険金額」といいます。)を限度とします。ただし、法第16条第1項の規定による損害賠償額(以下「損害賠償額」といいます。)の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p> <p>(保険責任の始期および終期)</p> <p>第4条 当会社の保険責任は、保険契約が成立した時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終了します。ただし、あらかじめ、被保険者の意思により、保険期間の始期が定められた場合は、当会社の保険責任は、その時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終了します。</p> <p>(告知義務)</p> <p>第5条 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、当会社が告知を求めた法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」といいます。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、当会社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、保険契約者または被保険者が書面をもってその訂正を申し出て当会社がこれを承認した後、または当会社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは保険契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</p> <p>4 第2項の解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 当会社は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害賠償額を支払ったときは、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p> <p>6 当会社は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を訂正する必要があるときは、保険料の差額を返還し、または請求します。</p> <p>(通知義務)</p> <p>第6条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。</p> <p>(1) 法第20条に規定する事項について変更したとき。</p> <p>(2) 被保険自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。</p> <p>(3) その他証明書記載事項について変更したとき。</p> <p>2 前項第1号の変更の通知があった場合または当会社が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、当会社は、危険が増加または減少した日から起算し1日割によって計算した未経過期間に対する保険料と、新たな危険に対応する責任保険(法第5条第1項に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。)の契約が保険期間を同じくするものの保険料(当該保険期間の開始後に保険料の変更があった場合には、変更前の保険料)のうち、同一日割につき日割計算により算出した保険料との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額は100円未満の端数があるときは、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</p> <p>3 保険期間中に危険が増加した後事故が発生し、当会社が保険金または損害賠償額を支払った場合において、保険契約者または被保険者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、当会社は、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、当会社の請求により、事故の発生前に前項に規定する保険料の支払したときは、この限りではありません。</p>	<p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>2 当会社は、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による保険契約の失効の場合または第5条(告知義務)第2項および第10条(解除)の解除の場合(第10条第2項の規定により当会社が解除した場合は除きます。)には、未経過期間に対して当会社の定める解約保険料表による保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>3 前項の場合を除き、当会社は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>4 当会社の責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合および当会社が第10条(解除)第2項の規定により保険契約を解除した場合には、当会社は、前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>(保険金の請求)</p> <p>第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 保険金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、保険金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) ③の欄開けに関する交通事象証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に關して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、遺失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に關して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書、遺失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に關して支払われる保険金の請求に關しては、診断書、診療(調剤)報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるものの内容の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を遅やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 当会社は、特に必要があると認めるときは、当会社の指す医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当会社が負担します。</p> <p>(保険金の支払)</p> <p>第15条 当会社は、被保険者が前条第1項の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認、必要事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生時の有無および被保険者に該当する事実</p> <p>(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</p> <p>(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>5 前各号のほか、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会、90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日</p> <p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日</p>	<p>3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。</p> <p>(損害賠償額の請求)</p> <p>第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の損害賠償責任が発生したときは、法第16条の規定に基づき、当会社に対して損害賠償額の支払を請求することができます。</p> <p>(重複契約の場合の免責)</p> <p>第17条 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の保険期間または共済期間と重複する保険期間において発生した事故に対しては保険金、損害賠償額および法第17条第1項の規定による仮渡金(以下この条において「仮渡金」といいます。)を支払いません。</p> <p>2 当会社は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払(以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。)の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払した額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得しません。</p> <p>3 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この保険契約を含めて2以上あるときは、この保険契約に関し支払うべき保険金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。</p> <p>4 当会社は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。</p> <p>(悪意による損害の免責)</p> <p>第18条 当会社は、保険契約者または被保険者の悪意によって発生した損害については、保険金を支払いません。</p> <p>(指定紛争処理機関)</p> <p>第19条 当会社が支払うべき保険金または損害賠償額の決定について、当会社と被保険者または被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 当会社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p> <p>(代位)</p> <p>第20条 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して被保険者に保険金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</p> <p>(1) 当会社が損害額の内額を保険金または損害賠償額として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</p> <p>2 前項第2号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p> <p>3 被保険者は、保険金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類を当会社に提出しなければなりません。</p> <p>(先取特権)</p> <p>第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権について先取特権を有します。</p> <p>2 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に關して差し押さえる場合を除いて、保険金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被保険者が損害賠償金を被害者に支払った場合は除きます。</p> <p>(証明書等の再交付)</p> <p>第22条 当会社は、証明書または保険標準を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標準の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった証明書または保険標準の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標準を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p> <p>(準拠法)</p> <p>第23条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。</p>
--	---	--

<p>(保険料の返還)</p> <p>第13条 第9条(取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。</p> <p>2 当会社は、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による保険契約の失効の場合または第5条(告知義務)第2項および第10条(解除)の解除の場合(第10条第2項の規定により当会社が解除した場合は除きます。)には、未経過期間に対して当会社の定める解約保険料表による保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>3 前項の場合を除き、当会社は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>4 当会社の責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合および当会社が第10条(解除)第2項の規定により保険契約を解除した場合には、当会社は、前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>(保険金の請求)</p> <p>第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 保険金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、保険金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) ③の欄開けに関する交通事象証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に關して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、遺失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に關して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書、遺失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に關して支払われる保険金の請求に關しては、診断書、診療(調剤)報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるものの内容の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を遅やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 当会社は、特に必要があると認めるときは、当会社の指す医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当会社が負担します。</p> <p>(保険金の支払)</p> <p>第15条 当会社は、被保険者が前条第1項の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認、必要事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生時の有無および被保険者に該当する事実</p> <p>(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</p> <p>(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>5 前各号のほか、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会、90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日</p> <p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日</p>	<p>3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。</p> <p>(損害賠償額の請求)</p> <p>第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の損害賠償責任が発生したときは、法第16条の規定に基づき、当会社に対して損害賠償額の支払を請求することができます。</p> <p>(重複契約の場合の免責)</p> <p>第17条 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の保険期間または共済期間と重複する保険期間において発生した事故に対しては保険金、損害賠償額および法第17条第1項の規定による仮渡金(以下この条において「仮渡金」といいます。)を支払いません。</p> <p>2 当会社は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払(以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。)の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払した額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得しません。</p> <p>3 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この保険契約を含めて2以上あるときは、この保険契約に関し支払うべき保険金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。</p> <p>4 当会社は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、当会社または被害者がこの保険契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。</p> <p>(悪意による損害の免責)</p> <p>第18条 当会社は、保険契約者または被保険者の悪意によって発生した損害については、保険金を支払いません。</p> <p>(指定紛争処理機関)</p> <p>第19条 当会社が支払うべき保険金または損害賠償額の決定について、当会社と被保険者または被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 当会社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p> <p>(代位)</p> <p>第20条 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して被保険者に保険金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</p> <p>(1) 当会社が損害額の内額を保険金または損害賠償額として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</p> <p>2 前項第2号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p> <p>3 被保険者は、保険金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類を当会社に提出しなければなりません。</p> <p>(先取特権)</p> <p>第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権について先取特権を有します。</p> <p>2 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に關して差し押さえる場合を除いて、保険金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被保険者が損害賠償金を被害者に支払った場合は除きます。</p> <p>(証明書等の再交付)</p> <p>第22条 当会社は、証明書または保険標準を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標準の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった証明書または保険標準の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標準を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p> <p>(準拠法)</p> <p>第23条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。</p>
--	--